

## 令和6年度 助成事業に係る主要な改正・注意事項 (詳細は、各要綱をご参照ください。)

### 《各種助成金振込通知》

各種助成金の振込は、葉書による「助成金振込通知書」により、会員事業者(以下「会員」という)にご案内を送付させていただいてきましたが、今年度の秋頃より葉書の値上げが予定されていることや内部事務の効率化等を考慮し、**各種助成金の振込通知は、今年度から「FAX」によるご案内に変更させていただきますのでご了承願います。**各種助成金の申請書にはFAX番号の記載欄を設けましたので、**申請書記入時には、経理を担当する部署、または振込通知のご案内を必要とする部署等のFAX番号を必ず記載するようお願いします。**

### 《新設・改正・注意事項》

#### 1. エコタイヤ導入助成金について(新設)

令和4年10月21日より施行された長野県によるエコタイヤ導入支援事業補助金の交付が終了したため、今年度より「**県ト協**」独自による、**エコタイヤ導入助成金を実施します。**会員に対しては、**タイヤ1本あたり3,000円を助成します。**詳細は要綱を確認ください。

#### 2. 安全装置等導入促進助成金について

今年度より安全装置等導入促進助成金に、「**側方衝突監視警報装置**」が追加されました。車両総重量7.5トン以上の事業用トラック(既販車)に装置を装着した場合に、**車両1台に取得価格の1/2(消費税を除く)を上限に、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)では100,000円を助成し、県ト協は、50,000円を上限(千円単位)で助成します。**詳細は要綱をご確認ください。

また、助成対象機器としている**後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置**については、**新車等に標準装備された機器等は対象外となりますのでご注意ください。**

#### 3. 「働きやすい職場認証制度」取得促進助成金について

今年度より、**会員が三つ星を新規取得した場合、全ト協では50,000円を上限に助成し、県ト協は10,000円を上限に助成します。**詳細は要綱をご確認ください。

#### 4. 環境対応車助成金について

今年度より助成対象車両に、「**燃料電池トラック**」が追加となりました。助成対象事業者は中小企業に限り、令和6年4月1日(月)から令和7年3月14日(金)の間に新規新車登録が完了するものとします。詳細は県ト協ホームページの助成金事業に掲載しますのでご確認ください。

#### 5. 免許取得促進助成金について

免許取得促進助成金の免許取得促進助成申込書(以下「申込書」という)及び免許取得促進助成申請書(以下「申請書」という)の提出時におけるの注意事項について、下記に記載しましたのでご確認ください。

- (1) 免許取得促進助成金は、自動車教習所等に入校する前に、**県ト協に対して事前申込みとして「申込書」の提出が必ず必要となります。**事前申込みを失念したため、助成金の交付が受けられなかったケースが何件かありますので、担当者は要綱の内容を十分確認したうえで、手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- (2) 事前申込みの「申込書」には、添付書類として**社会保険の保険証が必要**となりますが、申込み時点において、保険証の手続きを行っている等の理由により、**保険証**

の写しが添付ができない場合でも、事前申込みの受付は可能です。ただし、免許取得後の「申請書」提出時には必ず必要となりますのでご注意ください。

- (3) 「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業」は、全ト協による助成金のため本助成金は1会員ごとに上限は300,000円となります。県ト協による免許取得促進助成金とは異なりますのでご注意ください。
- (4) 免許取得助成金は免許交付後1週間以内に「申請書」を提出するようになっていますが、「申請書」が長期間提出されず、免許取得者の申請をまとめて提出してくるケースが多数あります。免許取得後は速やかに「申請書」を提出していただくようお願いいたします。
- (5) 今年度の事前申込みの最終期限は、令和6年12月25日(水)(消印有効)とします。最終期限終了後の申込みはできませんので、免許取得にあたっては計画的に行うようお願いいたします。

## 6. 各種助成金交付申請書の最終申請期限について

各種助成金の交付申請書の最終申請期限は令和7年3月5日(水)(消印有効)とします。例年、期日近くになってから申請書が増加するため、事務処理に支障が生じることがありますので、期日前に余裕をもって申請書を提出していただきますようお願いいたします。また、申請書類は、必ず令和6年度用(各帳票下部に「R06.04」の記載)を使用してください。旧様式による申請書は受付しませんのでご了承ください。

## 7. 交付申請書類等の提出方法

各種助成金の交付申請書類は、県ト協の事務局まで郵送又は持参してください。FAX又は各地区の輸送協議会・トラック協会での受付はできません。

## 8. その他

各種助成金の交付要綱、申請書類、助成対象機器一覧表は県ト協ホームページに掲載されておりますので、適宜ダウンロードして御利用ください。

### ➤ 助成金に関するお問い合わせ先 ☎ 026-254-5151)

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成	… 水 崎
一般定期健康診断受診助成	… 水 崎
運転記録証明書取得助成	… 三 森
脳MRI等検診受診助成	… 三 森
エコタイヤ導入助成金	… 湯 本 水 崎
その他助成事業全般・統括	… 大 井

## 助成金の申請にあたって(申請者の皆様へのお願い)

- 助成金を申請される方におかれましては、本助成要綱を熟読し、制度を十分にご理解のうえ、お申し込みください。
- 提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。
- 本要綱その他長野県トラック協会が定める事項を遵守してください。
- 不正行為の疑いがある場合は、申請者等に対し必要に応じて調査を実施します。その結果、不正が認められた場合は、以下のとおり処分します。

### 【処分の内容】

1. 助成金の交付決定を取消し、交付済みの助成金は期限を付して返還を求めます。
2. 返還を命じられた者については、長野県トラック協会の取り扱う全ての助成事業等に係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとします。
3. 前記処分のほか、長野県から指導があった場合は、追加の措置を実施する場合があります。
4. 不正行為等を行った申請者の名称、所在地及び不正の内容等を公表する場合があります。

### 〈助成金申請書記入上の注意事項〉

#### 1. 導入形態について

原則として購入又はリースとする。

リースの場合は、リース契約書の写し及び物件借受書の写し(契約書に車両登録番号の記載がない場合)を添付してください。

#### 2. 請求書について

**助成金対象機器の内容及び金額が記載されていることを確認**してください。

リースの場合はディーラーからリース会社に宛てた請求書の写しを添付してください。

#### 3. 支払いを証する書類

- (1)原則として領収証の写しを添付してください。
- (2)領収証に、入金内訳が記載されているか必ず確認してください。
- (3)請求書の金額と領収証の金額が一致していることを確認してください。

#### 4. 車検証の添付について

令和5年1月より車検電子化に伴い、添付書類として**自動車検査証及び自動車検査証記録事項(申請日現在有効期限のあること)**を確認して提出してください。

#### 5. 振込先金融機関について

原則として一会員、一金融機関一口座としてください。(申請の都度振込口座を変更することはしないでください。)また、会員以外の口座には振込できません。

#### 6. 機器等導入疎明資料の追加について

各種機器の導入にあたり、装着証明書に加え導入機器に付されている「**シリアルナンバー**」又は「**製造番号**」の写しを必ず添付、又は当該導入機器が確認できる写真を添付してください。

## 7. 申請金額について

- (1) 助成金額より購入価格等(消費税を除く)が下回る場合は、消費税抜きの購入価格を上限とします。
- (2) 助成項目により、県ト協助成分に全ト協助成分を加算する旨の記載がある場合は、申請額は双方の合算金額を記入してください。(助成金内訳も記入してください。)

## 8. 申請書類について

本年度は、申請書類の一部を改定してありますので、必ず令和6年度の申請書を使用してください。(旧様式の書類では受付をいたしません。)

## 9. ホームページの有効活用について

助成事業の詳細は、当協会のホームページに掲載されております。各種助成申請書類等は、ダウンロードして活用ください。

また、各種助成対象機器の追加・改廃につきましては、ホームページにて最新の状況を確認してください。

## 10. その他

- (1) 領収証の確認事項及び申請書の記入例を掲載致しましたので、参考にご覧ください。
- (2) 申請書類を手書きにて記載される場合は、必ずボールペン等の黒色インクのペンを使用ください。なお、記載後消去できるボールペン(フリクションボールペン)は使用しないでください。

必要に応じて、長野県及び長野県トラック協会におきまして、助成金申請に係る現地調査を実施することがあります。

### 領収証例

領 収 証		令和〇年〇月〇日														
〇〇運送株式会社 殿	<b>必須記入事項</b>															
金額	¥11,000,000*															
但し、長野800あ1234 車両代及びデンソーDN-PROIII 上記金額には、消費税¥1,000,000を含む上記の通り、正に領収いたしました。																
株式会社〇〇自動車⑩																
	<table border="1"><tr><td>現金</td><td></td></tr><tr><td>小切手</td><td></td></tr><tr><td>手形</td><td></td></tr><tr><td>振込</td><td>11,000,000</td></tr><tr><td>相殺</td><td></td></tr><tr><td>でんさい</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>11,000,000</td></tr></table> <p><b>*入金内訳の記載があること</b></p> <b>必須記入事項</b>	現金		小切手		手形		振込	11,000,000	相殺		でんさい		計	11,000,000	
現金																
小切手																
手形																
振込	11,000,000															
相殺																
でんさい																
計	11,000,000															

